

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（令和2年4月28日時点）

公益社団法人 日本河川協会

当協会では、政府による「緊急事態宣言」（4月7日）を踏まえ、下記のとおり対応しております。

1. 職員の就業形態について

5月8日までの間、下記のとおりとします。

- ① 職員の就業時間を10:15～16:30（通常は09:15～17:30）とする。
- ② 各職員が週3日以上テレワークを実施する。
（必要最小限の事務所機能を維持できる範囲内で）

★ 4月30日及び5月1日については、原則全員テレワークとする。

皆様には、お問合せに対する回答にお時間をいただくなどのご迷惑やご不便をおかけすることもあります。ご理解をよろしくお願いいたします。

担当職員へのお問合せ等の際に、テレワークにより事務所に不在の場合には、ご用件等をご記入の上、下記メールアドレスにお送り下さい。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ○ 協会会員に関すること | kasen@japanriver.or.jp |
| ○ 日本水大賞に関すること | taisyo@japanriver.or.jp |
| ○ 上記以外の事項に関すること | rivassn@japanriver.or.jp |

2. ご来訪の皆様へのお願いについて

所用があつてご来訪される皆様には「マスク着用」を必須とさせていただくとともに、感染者が出た場合の感染経路データとして活用するために、入室に当たって氏名・滞在時間等のご記入をお願いいたします。

3. 今後、6月までに予定されている主な主催行事の対応方針について

- ①社員総会（河川功労者表彰式を含む）（6月2日開催予定）
総会のみを極めて小規模な形式で開催し、河川功労者表彰式は中止します。
- ②日本水大賞授賞式（6月23日開催予定）
4月24日に「中止」を決定しました。
(http://www.japanriver.or.jp/taisyo/no22/hyousyoushiki_info_0424.pdf)